

(案)

災害時における災害対策車運搬等に関する基本協定

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 柄沢 祐子（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時における災害対策車運搬等の実施に関し、次のとおり協定する。

第1条 目的

この協定は、甲の直轄管理区間において災害が発生し若しくは災害の発生が予測される場合、災害対策車の運搬等を行う。また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長又は応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動命令があった場合は、甲の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害時においても国土交通省が保有する災害対策車の運搬等を行い、必要に応じて設置し対応することを目的とする。

第2条 業務の内容

1. 甲は災害が発生し又は発生の恐れがある場合に、必要と認めるときは、災害状況に応じて乙に災害対策車の運搬等を要請することができるものとする。
2. 乙は前項の要請があった時は、特別な理由がない限り甲の指示により災害対策車の運搬等を実施するものとする。
3. 災害対策車とは別表（災害関係機械配置一覧表）及び国土交通省が保有する機器とする。
4. これらの業務を適切に対応が出来るよう、河川情報センター、日本道路情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

第3条 体制等の通知

1. 乙はあらかじめ災害時に備え、災害対策車運搬等の体制について甲に書面により、通知するものとする。
2. 前項の体制等に著しい変動があった場合は、速やかに甲に書面により通知するものとする。

第4条 出動及び待機の要請

甲は乙に対し、災害対策車運搬等のための出動及び待機を書面又は電話等により要請するものとする。

第5条 訓練

乙は、甲が主催または参加する防災訓練や操作訓練に、甲からの参加依頼があった場合には、参加するものとする。

第6条 契約の締結

1. 甲の出動要請があった場合、乙は、九州地方整備局防災業務計画書に基づき、出動要請を行った事務所長（以下「丙」という。丙は甲の場合がある。）と、速

やかに請負契約を締結するものとする。甲は、第4条の要請を行う場合、丙の名称を通知するものとする。

2. 本協定は、乙が第2条3項以外の業務について丙と請負契約を締結することを妨げるものではない。

第7条 業務の指示

業務の直接の指示は、災害現地へ到着するまでは遠賀川河川事務所施設管理課長が、到着後は丙（丙の指定するものを含む。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

第8条 業務の実施

1. 乙は、第4条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤するものとする。
2. 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間及び使用建設資材等並びに第6条の施設管理課長又は丙が指示する事項を、遠賀川河川事務所施設管理課長又は丙に書面により報告するものとする。

第9条 有効期限

1. この協定の有効期限は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。
なお、本協定は継続される場合がある。
2. 前項によりこの協定を継続した場合、乙は第3条第1項の報告を次年度用に更新し報告を行うものとする。
3. 本協定締結後、甲乙いずれかの申し出により、本協定は廃止することができるものとする。

第10条 協議

この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

第11条 雑則

この協定の証として、本書2通を作成して甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年3月25日

甲 国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 柄沢 祐子

乙 株式会社〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇